

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[改訂第3版](ダイヤモンド社、2016年)『民法を読む技術・学ぶ技術』(ダイヤモンド社、2021年)など

契約の申込みと承諾 定型約款

始まりはいつも合意

いつも意思の合致から始まります。結婚もそうでしたし、「一緒に働こう」と偉い人が差し伸べた手を握り返して決めた就職もそうでした。この連載だって、「書きませんか？」との編集部のお声掛けに「私でよろしければ」と応えたのが始まりです。

誰もが知っている契約も、お互いの意思が合致したときに成立します。お互いが自分の決めたことなのですから、そこから生じる義務も果たさなければなりません。契約の効果はいろいろなところで述べられていますが、契約が生じるための「意思の合致」の問題はあまり触れることがありません。今回はその「始まり」にスポットを当てて契約をみていくことにしましょう。

「申込み」か「申込みの誘因」か

例えば、バナナの売買契約です。一方が「〇〇円でこのバナナ買わない？」と申し込み、一方が「買う！」と承諾すれば売買契約が成立します。意思の合致はこの**申込み**と**承諾**によってなされるわけですが、掘り下げてみると、そこにはいろいろな問題があります。

「完熟バナナ100円 〇〇マート」などという折り込み広告が新聞に入っていたとします。これはまだ「申込み」とはいえず、その前段階の「**申込みの誘因**」に過ぎないと考えられます。では、〇〇マートの店先で値段が表示されて並べられているバナナをどう理解するかです。2022年

契約の始まり、「申込み」と「承諾」にスポットを当てて取り上げます。

(本文中の条文番号は民法)

1月号ではこれを「申込み」ととらえましたが、まだ、この時点では「申込みの誘因」であるとする考え方もあります。「申込み」とした場合にはお客さんが「ください」と言った時点で売買契約が成立します。これに対して、「申込みの誘因」だとした場合には、「ください」と言うお客さんに対して「ありがとうございます」と店の人が承諾する時点が売買契約成立の時ということになります。

到達主義

ネットを通じて品物を買うことも多くなりました。ネット通販のサイトではたくさんの商品が掲載されていますが、これは「申込みの誘因」と考えられています。そして、通販サイトを閲覧している人が購入したい商品を「ポチる」(「購入する」のボタンに触れる)ことが「申込み」と考えられます。ネット通販の会社から「ご注文承りました」の承諾メールを受け取った時が、売買契約成立の時です。97条1項には「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる」とあるからです。こうした考え方を**到達主義**といいます。ただ、意思表示の通知をした後に、その人が亡くなってしまった場合にはどうなるのか気になります。97条3項では「効力を妨げられない」としています。

(意思表示の効力発生時期等)

第97条 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 略

3 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

同条では「申込み」と「承諾」を区別していませんから、到達主義は「申込み」についても当てはまりますが、同条3項の例外も定められています。申込者が申込みの通知をした後に死亡した場合、「申込み後亡くなったら申込みは効力を生じないようにしたい」と意思を示しているときや、相手方が承諾の通知を発するまでに亡くなったことを知った場合には申込みは効力を有しないとしているのです(526条)。

承諾期間との関係

民法は承諾しなければならない期間を定めた場合のルールについても定めています。「〇月〇日までにご返答をいただきますようお願いいたします」と申込みをする場合です。この場合、承諾期間中は申込みの撤回をすることができません。相手の期待を裏切ることになるからです。ただ、「申込みを撤回する場合があります」とあらかじめ示しておいた場合は撤回可能です(523条1項)。では、承諾期間を定めず申込みをした場合はどうでしょう。この場合も自由に撤回できるわけではありません。「承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまで」は撤回できないのです(525条1項)。申込みが到達し、相手がそれを承諾するかどうかが検討する期間は撤回できないとしたのです。ただ、「申込みを撤回する場合があります」とあらかじめ示しておけば撤回が可能となります。

典型契約と非典型契約

いずれにしても契約が成立すれば、債権を発生させる原因となります。ですから、契約は民法の債権編のところで定められています。民法では、世の中でよく行われている13の契約につ

いて定めを置いています。こうした契約を**典型契約**とか**有名契約**といいます。どんな内容の契約を結ぼうが自由なわけですから、民法に定められた13の契約以外の契約を結ぶこともできます。こうした契約を**非典型契約**とか**無名契約**と呼びます。

定型約款

2020年4月1日施行の民法改正で、定型約款というもの定められました。契約書のような文書がホテルのフロント横に張り出されていたり、部屋に置かれた冊子にとじ込まれていたりとすることがあるはずですが、ネットでソフトウェアをダウンロードしようとする、やはり、契約書のようなものが出てきます。「あれは契約書なの？」と気になっていたかもしれません。それが定型約款です。旅客運送約款、電気やガスの供給約款もこれに当たります。

定型取引(548条の2第1項)

特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。

この定型取引において、契約の内容にすることを目的として準備されたものが定型約款です。定型約款を契約の内容とすることに合意したときや、定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とすることを相手に表示していたときには、定型約款の個別の条項についても合意したものとみなされます(548条の2第1項)。

平穏な結婚生活も時には波風が立ちます。「あなたのほうから一緒になってくれって言ってくれに……」。そんなセリフが妻(夫)の口をついて出るかもしれません。でも、どっちが申込みをしたかなんてあまり意味を持ちません。お互いの意思の合致は間違いのないのですから。